

## 白浜町農業委員会議事録

1. 招集日時 令和3年5月7日（金）午後1時30分
2. 開 会 令和3年5月7日（金）午後1時30分
3. 開 議 令和3年5月7日（金）午後1時30分
4. 閉 会 令和3年5月7日（金）午後2時5分
5. 委員定数 14名
6. 会議に出席した委員は次のとおりである。

1 番 尾崎 義治	3 番 鈴木 隆文	4 番 田中 英二	6 番 市川 博
7 番 後呂 豊	10 番 杉谷 孫司	11 番 寒川 敏行	12 番 小野 真一
14 番 楠本 徹男			
7. 会議に欠席した委員は次のとおりである。

2 番 柏木 彰文	5 番 山本 孝一	8 番 高垣 啓	9 番 藤原 久恵
13 番 小阪 孝太郎			
8. 職務で会議に出席したものの職氏名は次のとおりである。

局 長 古守 繁行	係 長 榎本 隆司	主 事 大平 真也	主 事 宮山 蓮
-----------	-----------	-----------	----------

## 9. 議事日程

## 議題

報告第 8号	農地使用貸借の合意解約通知について	2件
議案第15号	非農地証明について	1件
議案第16号	農地法第5条の規定による許可について	1件
議案第17号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による 農用地利用集積計画の決定について	12件
議案第18号	農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について	1件

## 10. 会議に付した事件 議事日程のとおり

## 11. 会議の経過 会長が議長席に着き、開会を告げ、議事日程を報告した。

事務局長 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今から5月の農業委員会を開催させていただきたいと思います。それでは早速ですけれども、会長にご挨拶をいただきまして、引き続き議長として会議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

議長 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。それでは、只今より会議に入らせていただきます。本日の会議に際して、事前に欠席届をいただいております委員さんは、2番柏木 彰文委員、5番山本 孝一委員、8番高垣 啓委員、9番藤原 久恵委員、13番小阪 孝太郎委員でございます。また、本日は、白浜・西富田地区、南白浜地区、北富田地区、富田地区、椿地区、日置地区、大古・矢田・安宅・塩野地区、田野井・ロケ谷地区、川添地区の推進委員さんが出席いただいております。それから、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。6番の 市川 博委員と12番の小野 真一委員を本日の議事録署名委員に指名致します。よろしくお願い致します。

6 番委員

1 2 番委員 はい。

---

議長 それでは、早速でございますが、議題に入らせていただきます。報告第 8 号 農地使用貸借の合意解約通知につきまして、事務局より報告願います。2 件ございますが、一括して事務局から報告願います。

事務局 はい、報告第 8 号 農地使用貸借の合意解約通知につきましてご報告いたします。まず、1 番につきましてご報告いたします。議案書の 1 ページをお願いいたします。対象地は〇〇字〇〇で、地目は、台帳、現況ともに田、面積は 387 m<sup>2</sup>です。借人は〇〇の〇〇さん 69 歳で、貸人は〇〇の〇〇さん 66 歳です。使用貸借権の解約です。申請理由は、借人の自己都合により、双方合意をしたため、届出をしましたとのことです。

続きまして、2 番につきましてご報告いたします。議案書の 2 ページをお願いいたします。対象地は〇〇字〇〇、〇〇、字〇〇、字〇〇、〇〇で、地目はいずれも、台帳、現況ともに田、面積はそれぞれ、587 m<sup>2</sup>、138 m<sup>2</sup>、90 m<sup>2</sup>、560 m<sup>2</sup>、1,415 m<sup>2</sup>の、合計 2,790 m<sup>2</sup>です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん 74 歳です。使用貸借権の解約です。申請理由は、双方合意の上で解約をしたため、届出をしましたとのことです。以上、ご報告いたします。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

全員 意見なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第 8 号につきましては、専決処分の報告とさせていただきます。続きまして、議案第 15 号 非農地証明についてを上程致します。事務局から説明願います。

- 事務局 はい。議案第15号 非農地証明についてをご説明いたします。1番につきまして、ご説明いたします。議案書の4ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇で、地目は、台帳は畑、現況は山林、面積は1,057㎡です。申請人は、〇〇の〇〇さん74歳です。昭和年月日不詳で山林とのこと。申請理由は、申請地は昭和26年に祖父が取得し、桑畑として利用してきました。その後、昭和年月日不詳で植林をし、現在に至っておりますとのこと。なお、1番につきましては、4月26日に〇〇番の〇〇委員、〇〇番の〇〇委員、〇〇地区の〇〇委員、〇〇地区の〇〇委員に現地調査をしていただいております。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明～以上です。ご審議よろしくお願ひ致します。
- 議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては〇〇地区でございます。〇〇番の〇〇委員のご意見をお伺ひします。
- 〇〇委員 異議なし。
- 議長 他の委員さん方いかがですか。
- 全員 異議なし。
- 議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第15号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第16号 農地法第5条の規定による許可について上程致します。事務局より説明願ひます。
- 事務局 はい。議案第16号 農地法第5条の規定による許可についてご説明いたします。1番につきましてご説明いたします。議案書の6ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇で、地目は、台帳、現況ともに畑、面積は366㎡です。譲受人は、〇〇の〇〇さん48歳で、譲渡人は、〇〇の〇〇さん58歳です。所有権移転

を伴います駐車場への転用申請です。申請理由は、譲渡人は当該地を相続により取得しましたが、大阪在住で農業を営んでおらず、管理することができないため、有効活用を考えていたところ、譲受人より海水浴客を対象とした有料駐車場にするため譲り受けたいとの申し出があり、本申請に至りましたとのこと。なお、本申請地の農地区分は、都市計画法に基づく用途地域内のため第3種農地となります。また、書類を精査したところ、農地法第5条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「資力・信用」、「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」、「転用行為の確実性」などです。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明～ 以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。〇〇番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇番の〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、議案第16号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。事務局から説明願います。

事務局 はい。議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書の8ページをお願いいたします。集積計画の概要をご説明いたします。利用権設定件数は12件、42筆で、19,402.17㎡となっております。1番と2番、4番から12番につきましては、和歌山

県農業公社が利用権設定で借り受けた後、農地中間管理事業により貸し付けを行う予定となっております。続きまして、詳細についてご説明いたします。まず、1番についてご説明いたします。議案書の10ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇、字〇〇で、現況地目はいずれも田、面積はそれぞれ、724㎡、552㎡の、合計1,276㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん69歳です。令和3年6月1日から3年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇を貸付先として予定しております。〇〇につきましても、2番と7番につきましても貸付先として予定しております。

続きまして、2番についてご説明いたします。議案書の12ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇で、現況地目は田、面積は942㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん57歳です。令和3年6月1日から3年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、3番についてご説明いたします。議案書の14ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇、〇〇で、現況地目は畑、面積はそれぞれ、680㎡、1,443㎡の、合計2,123㎡です。借人は、〇〇の〇〇さん50歳で、貸人は〇〇の〇〇さん71歳です。令和3年6月1日から5年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、4番についてご説明いたします。議案書の16ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇で、現況地目は田、面積は1,072㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん64歳です。令和3年6月1日から10年7ヶ月の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん69歳を貸付先として予定しております。〇〇さんにつきましても貸付先として予定しております。

続きまして、5番についてご説明いたします。議案書の18ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇で、現況地目は田、面積は897㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん73歳です。令和3年6月1日から10年7ヶ月の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、6番についてご説明いたします。議案書の20ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇、字〇〇、字〇〇で、現況地目はいずれも田、面積はそれぞれ371㎡、1,305㎡、1,204㎡の、合計2,880㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん83歳です。令和3年6月1日から10年7ヶ月の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん72歳を貸付

先として予定しております。

続きまして、7番についてご説明いたします。議案書の22ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇、〇〇で、現況地目はいずれも田、面積はそれぞれ427㎡、423㎡の、合計850㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん66歳です。令和3年6月1日から3年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、8番についてご説明いたします。議案書の24ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇、〇〇、字〇〇、〇〇、字〇〇で、現況地目はいずれも畑、面積はそれぞれ645㎡、257㎡、307、145㎡、720㎡の、合計2,076㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん85歳です。令和3年6月1日から6年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は茶栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん28歳を貸付先として予定しております。〇〇さんにつきましては、9番から12番につきましても、貸付先として予定しています。

続きまして、9番についてご説明いたします。議案書の26ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇、〇〇、〇〇で、現況地目はいずれも畑、面積はそれぞれ132㎡、85㎡、462㎡の、合計679㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん74歳です。令和3年6月1日から6年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は茶栽培です。

続きまして、10番についてご説明いたします。議案書の28ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、で、現況地目はいずれも田、面積はそれぞれ307㎡、495㎡、320㎡、297㎡、310㎡の、合計1,729㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん60歳です。令和3年6月1日から6年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、11番についてご説明いたします。議案書の30ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇で、現況地目はいずれも畑、面積はそれぞれ340㎡、188㎡、145㎡、135㎡、102㎡、155㎡、152.06㎡、195㎡、86.11㎡、204㎡、330㎡の、合計2,032.17㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん93歳です。令和3年6月1日から6年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は茶栽培です。

続きまして、12番についてご説明いたします。議案書の32ページをお願いいたします。申請地は、〇〇

字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇で、現況地目はいずれも畑、面積はそれぞれ 528 m<sup>2</sup>、121 m<sup>2</sup>、119 m<sup>2</sup>、638 m<sup>2</sup>、912 m<sup>2</sup>、528 m<sup>2</sup>の、合計 2,846 m<sup>2</sup>です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん 84 歳です。令和3年6月1日から6年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は茶栽培です。また、書類を精査したところ、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1番から3番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇地区の〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 〇〇番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇番の〇〇委員が欠席となっております。事務局等に連絡はありましたか。

事務局 〇〇委員より、異議ありませんとのご連絡をいただいております。

議長 〇〇番と〇〇番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇地区の〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 7番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇番の〇〇委員が欠席となっております。事務局に連絡等ありましたか。

事務局 〇〇委員より、異議ありませんとのご連絡をいただいております。

議長 8番から12番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇地区の〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第17号につきまして、計画の決定を承認致します。続きまして、議案第18号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更について上程いたします。〇〇地区の〇〇委員が利害関係者でございますので、退席をお願い致します。  
～ 〇〇地区 〇〇委員 退席 ～  
事務局から説明願います。

事務局 はい。議案第18号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更についてご説明致します。これは農用地の除外申請について、町長より本委員会の意見を求められた案件でございます。1番についてご説明致します。議案書の34ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇で、地目は、台帳、現況ともに田、面積は98㎡です。申請者は、〇〇の〇〇さん53歳で、変更後の土地利用目的は、進入路です。変更理由は、大井堰土地改良区が所有する土地への進入路が狭く、車両通行が困難であり、通路を拡幅するために譲ってほしいと申し出があったため、本申請にいたしましたとのことです。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明～なお、書類を精査したところ、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の各号の除外するための要件を全て満たしております。精査内容は、「計画面積の妥当性」、「農用地区域外の土地をもって代えることが困難」、「農用地の集団化・農作業の効率化等、総合的な利用に支障を及ぼさない」などで、除外要件の全てを満たしております。以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明が終わりました。本件につきましては〇〇地区でございます。〇〇番の〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 道が狭く、大きい車が入らない状態であり、必要なものだと考えるため異議ありません。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、議案第18号につきましては、異議なしとして町長に回答いたします。それでは、〇〇委員に着席していただきます。～ 〇〇地区 〇〇委員 着席 ～  
以上で、予定しておりました議案は全て終了致しました。続きまして、その他の事項について、事務局より報告願います。

事務局 ～白浜町農業委員会活動推進互助会事業報告等について（説明）  
事務局からは以上です。

議長 報告事項は以上でございます。他に何かご意見はございませんか。

全員 はい。

議長 なければ、次回の委員会につきましては、令和3年6月11日（金）午後1時30分から富田事務所 2階 会議室での開催を予定しております。それでは、本日はこれで委員会を終了したいと思います。いかがですか。

全員 異議なし。

議長

以上をもちまして、委員会を閉会致します。どうもありがとうございました。

楠本会長は、午後2時5分に閉会を宣した。

閉会終了 午後2時5分

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

委 員

委 員

※署名については、別紙原本に行っています。